

総合評価落札方式に関する事項

1 技術資料等の提出

- (1) 本件入札に参加する者は、技術資料やその記載内容を証明する資料を、「入札公告 17 開札までの日程⑥」に記載の提出期間・提出場所に提出すること。
 なお、電子入札案件の場合、電子入札システムを使用して入札書を提出する際に、工事費内訳書等とあわせて総合評価の技術資料及び資格要件確認資料を添付して提出することも可能とする。ただし、電子ファイルの容量を超える場合は、技術資料等を書面で提出すること。
- (2) 「入札公告別表 2 総合評価の技術評価資料等に関する書類」に記載された様式について提出すること。
- (3) 技術資料等を書面で提出する場合は、提出者の「商号又は名称」、「当該入札に係る工事等の名称」、「開札日」及び「総合評価に係る技術資料及び資格要件確認資料が在中している旨」を記入した封筒に封入して提出すること。
- (4) 指定した期間内に提出されない場合、提出された技術資料等に必要事項が記載されていない場合、又は求めた内容と異なるなど不適切な記載がされていた場合は、入札を無効とする場合がある。
- (5) 提出された技術評価資料等について、書換え、引替え、又は撤回は認めない。

2 技術資料作成にあたっての留意事項

提出する技術資料の種類及び作成にあたっての留意事項は以下のとおりとする。

(1) 表紙

(様式第 1 号) 技術評価資料等提出書

- ・整理番号は記入しないこと。
- ・必要事項を記載のうえ、提出書類の口欄にチェックを入れて確認すること。
- ・内容等について確認をする場合があるので、問い合わせ先も記入すること。
- ・なお、記名押印（電子入札システムでの提出の場合は押印不要）が無いもの、業務名に誤りがあるものなど、不適切な記載の場合は、入札を無効とする。

(2) 企業の施工能力

(様式第 2 号) 同種・同規模工事の施工実績

【同種・同規模工事の施工実績】

- ・過去 15 年間（平成 23 年 4 月 1 日～公告日の前日までの間）に元請けとして完成検査を受けている工事を対象とする。
- ・同種・同規模工事の施工実績の条件の欄に示す工事から施行実績を記載すること。（入札参加資格としての元請施工実績とは異なるので注意すること。）
- ・CORINS への登録欄は、該当する方を「○」で囲み、有の場合は、（ ）内に登録番号を記入すること。
- ・工事内容欄は、同種工事規模の条件に該当する部分を記入すること。
- ・該当なしの場合は、工事名の欄に「該当なし」と記入すること。
- ・共同企業体で施工した工事については、出資比率 20%以上の場合にのみ施工実績として認める。

（添付書類）

- ・契約書等の同種工事の施工実績規模の条件が確認できる部分の写し又は発注機関の発行する実績証明書等
- ※ 記載した工事が、府中市発注工事又は一般財団法人日本建設情報総合センターの「コリンズ・テクリス検索システム」により要件が確認できる工事の場合は添付資料を省略できる。
- ※ 共同企業体での実績の場合、出資比率等を確認できる資料（協定書の写し等）を添付すること。
- ※ 実績証明書を添付する場合は、その原本を提出すること。

【優良建設工事の表彰】

- ・過去 2 年間の広島県又は国土交通省中国整備局発注工事の当該業種において、優良建設工事の表彰について、該当する方を「○」で囲むこと。

（添付書類）

- ・表彰が確認できる資料を添付すること。

(様式第3号) 実績工事の工事成績評価

【同一工種における工事成績評価】

- ・過去5年間（令和3年4月1日～公告日の前日までの間）に元請けとして完成検査を受けている府中市、広島県又は中国地方整備局発注工事を対象とする。
- ・同一工種とは、中国地方整備局発注の暖冷房衛生設備工事、広島県発注の管工事、府中市発注の管工事及び電気工事とする。
- ・同一工種の欄に示す工種の工事から成績上位3件を記載すること。
- ・同一工種の条件を満たす工事の施工実績を記入すること。
- ・該当なしの場合は、工事名の欄に「該当なし」と記入すること。

(添付書類)

- ・当該機関発行の工事成績評価通知書の写し（府中市発注工事の場合は省略できる。）
- ・契約書等の同一工種が確認できる部分の写し又は発注機関の発行する実績証明書等
- ※ 記載した工事が、府中市発注工事又は一般財団法人日本建設情報総合センターの「コリンズ・テクリス検索システム」により要件が確認できる工事の場合は添付資料を省略できる。
- ※ 「(様式第2号) 同種・同規模工事の施工実績」等の添付書類と同一の場合は、添付書類を省略できる。

(3) 配置予定技術者の能力

(様式第4号) 配置予定技術者の資格・施工経験

【配置予定技術者の施工経験等】

- ・過去15年間（平成23年4月1日から公告日の前日までの間）に完成検査を受けている工事を対象とする。
- ・配置予定技術者について名前を記入し、この工事に必要となる法令による資格を記入すること。
- ・継続教育（CPD）の取組状況欄について該当する方を「○」で囲み、取得がある場合は、前年度（4月1日から翌3月31日）において建設系CPD協議会加盟の団体が取得単位を証明する証明書に記載された取得単位数を記載すること。
- ・優良建設工事の表彰欄については、過去2年間の広島県又は国土交通省中国整備局発注工事の当該業種において、優良建設工事の表彰について、該当する方を「○」で囲むこと。
- ・配置予定技術者が技術者等として従事した工事の施工経験を記入すること。
- ・CORINSへの登録欄は、該当する方を「○」で囲み、有の場合は、（ ）内に登録番号を記入すること。
- ・工事内容欄は、同種工事規模の条件に該当する部分を記入すること。
- ・該当なしの場合は、工事名の欄に「該当なし」と記入すること。
- ・共同企業体で施工した工事については、出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認める。
- ・技術資料の提出時点までに配置技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす3名までの候補者を記載することができる。この場合は、様式を複写して記載すること。

(添付書類)

- ・建設系CPD協議会加盟の団体が発行する取得単位を証明するものの写し
- ・契約書等の同種工事の施工実績規模の条件が確認できる部分（技術者等として配置されたことが確認できるものを含む。）の写し又は発注機関の発行する実績証明書等
- ※ 記載した工事が、府中市発注工事又は一般財団法人日本建設情報総合センターの「コリンズ・テクリス検索システム」により要件が確認できる工事の場合は添付資料を省略できる。
- ※ 共同企業体での実績の場合、出資比率等を確認できる資料（協定書の写し等）を添付すること。
- ※ 実績証明書を添付する場合は、その原本を提出すること。
- ※ 「(様式第2号) 同種・同規模工事の施工実績」等の添付書類と同一の場合は、添付書類を省略できる。
- ※ 表彰が確認できる資料を添付すること。

継続教育（CPD）の評価基準表

名称	推奨単位	名称	推奨単位
(公社)空気調和・衛生工学会	50	土質・地質技術者生涯学習協議会	50 (250/5年)
(一財)建設業振興基金	12	(公社)土木学会	50 (250/5年)
(一社)建設コンサルタンツ協会	50	(一社)日本環境アセスメント協会	50 (250/5年)

名称	推奨単位	名称	推奨単位
(一社)交通工学研究会	50 (200/4 年)	(公社)日本技術士会	50 (150/3 年)
(公社)地盤工学会	50	(公社)日本建築士会連合会	12
(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	20	(公社)日本コンクリート工学会	奨励値なし
(公社)全国上下水道コンサルタント協会	50	(公社)日本造園学会	50
(一社)全国測量設計業協会連合会	20	(公社)日本都市計画学会	50
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20	(公社)農業農村工学会	50
(一社)全日本建設技術協会	25		

(様式第5号) 経験工事の工事成績評定

【同一工種における工事成績評定】

- ・過去5年間（令和3年4月1日～公告日の前日までの間）に元請けとして完成検査を受けている府中市、広島県又は国発注の工事を対象とする。
- ・同一工種は、中国地方整備局発注の暖冷房衛生設備工事、広島県発注の管工事、府中市発注の管工事及び電気工事とする。
- ・配置予定技術者について、名前を記入し、技術者等として従事した同一工種の欄に示す工種の工事から成績上位3件を記載すること。
- ・同一工種の条件を満たす工事の施工実績を記入すること。
- ・該当なしの場合は、工事名の欄に「該当なし」と記入すること。
- ・技術資料の提出時点までに配置技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす3名までの候補者を記載することができる。この場合は、様式を複写して記載すること。

(添付書類)

- ・当該機関発行の工事成績評定通知書の写し（府中市発注工事の場合は省略できる。）
- ・契約書等の同一工種が確認できる部分の写し（技術者等として配置されたことが確認できるものを含む。）又は発注機関の発行する実績証明書等
- ※ 記載した工事が、府中市発注工事又は一般財団法人日本建設情報総合センターの「コリンズ・テクリス検索システム」により要件が確認できる工事の場合は添付資料を省略できる。
- ※ 「(様式第2号) 同種・同規模工事の施工実績」等の添付書類と同一の場合は、添付書類を省略できる。

(4) 地域の精通性、貢献度

(様式第7号) 地域の精通性、貢献度

【地域内での同種工事の施工実績】

- ・過去5年間（令和3年4月1日～公告日の前日までの間）に元請けとして完成検査を受けている国又は地方公共団体発注の工事を対象とする。
- ・地域内での同種工事の条件の欄に示す工事から施行実績を記載すること。（入札参加資格としての元請施工実績等とは異なるので注意すること。）
- ・CORINSへの登録欄は、該当する方を「○」で囲み、有の場合は、（ ）内に登録番号を記入すること。
- ・工事内容欄は、同種工事規模の条件に該当する部分を記入すること。
- ・該当なしの場合は、工事名の欄に「該当なし」と記入すること。
- ・共同企業体で施工した工事については、出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認める。
- ・広島県東部建設事務所管内には、三原支所を含めるものとする。

(添付書類)

- ・契約書等の同種工事の施工実績規模の条件が確認できる部分の写し又は発注機関の発行する実績証明書等
- ※ 記載した工事が、府中市発注工事又は一般財団法人日本建設情報総合センターの「コリンズ・テクリス検索システム」により要件が確認できる工事の場合は添付資料を省略できる。
- ※ 共同企業体での実績の場合、出資比率等を確認できる資料（協定書の写し等）を添付すること。
- ※ 実績証明書を添付する場合は、その原本を提出すること。
- ※ 「(様式第2号) 同種工事の施工実績規模」等の添付書類と同一の場合は、添付書類を省略できる。

【市内業者の活用計画】

- ・入札金額（税抜）欄は、開札後に本市が記入するので、記入しないこと。
- ・市内業者施工（予定）の総額（税抜）欄は、下記右表を参考に市内業者へ予定する下請金額の総額（税抜）を記入すること。また、受注者が市内業者（市外業者との共同企業体の場合も含む。）の場合は、直営施工する部分についても総額（税抜）に含めて記入すること。
- ・市内業者施工率の欄は、開札後に本市が記入するので、記入しないこと。
- ・以下の欄については、下請を予定する市内下請業者の名称、所在地、担当工事の内容及び予定下請金額（税抜）を記入し、上記の市内業者施工（予定）の総額（税抜）（B）と同額となること。
- ・記載する市内業者については、現時点で予定している業者であり、受注した場合に必ず下請けさせるものではない。
- ・また、受注者が市内業者（市外業者との共同企業体の場合も含む。）の場合は、施工予定市内業者名の欄に「直営」と記入し直営施工する部分について記入すること。
- ・請負契約後は、随時確認を行い完成検査時に最終確認を行うものとする。

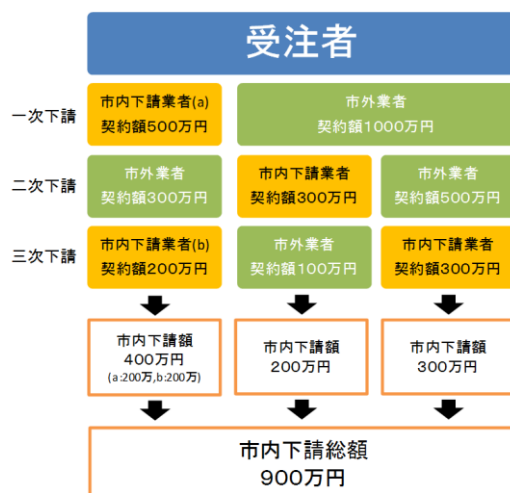
市内業者施工の考え方

市内業者 = 府中市内に本店又は営業所を有する業者

※府中市内の営業所に建設業法第7条第2号に規定する専任技術者を置く者に限る。

市内業者施工の総額 = 市内業者が自ら施工した部分の総額

（受注者が市内業者の場合には受注者自らが施工した部分も含まれます。）



※「市内業者の活用計画」について、受注者の責により詳細内容を履行出来なかった場合には、次に掲げる計算式で算出された金額を追約金として算出し、請求又は契約金額の減額を行います。

$$(\text{追約金}) = [1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha)] \times C$$

C: 当初の契約金額

100: 標準点

α : 当初の加算点

β : 工事完成時の実施値における加算点

（5）施工計画

（様式第8号）簡易な施工計画

【簡易な施工計画】

- ・当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実に施工上の性能等が確保できるかどうかを確認するため、工程表を求めるとともに、工程管理に係る技術的所見を求める。
- ・工事の手順が適切であること、各工程の工期が適切であることを評価基準とする。
- ・記入に当たっては、様式に記載の表形式により記入・作成すること。書ききれない場合等においては任意の様式で作成すること。
- ・「可能であれば」、「できる限り」、「必要に応じて」、「〇〇の場合は」、「協議して」などの曖昧な表現は使用せず、実施可能な技術的所見を具体的にわかりやすく記述すること。

（6）自己採点表

（様式第11号）自己採点表

- ・「3 総合評価に関する基準及び方法等」に基づき記入すること。
- ・「4 自己採点方式」により技術評価資料等を審査するため、誤りのないよう記入すること。

3 総合評価に関する基準及び方法等

(1) 評価基準

各評価項目において自己採点表の評価基準に基づき記入する。

ア 様式第1号 技術評価資料等提出書

- ・様式第1号が未提出であった場合、商号又は名称の記入がないもの、押印（電子入札システムにより提出する場合は押印不要）がないもの、工事名に誤りがあるものなど不適切な記載の場合は、入札を無効とする。

イ 企業の過去15年間の同種・同規模工事の施工実績【自己採点】

- ・様式第2号の施工実績、添付資料により評価する。
- ・様式第2号が未提出であった場合は、入札を無効とする。
- ・様式第2号において、必要な記載が無い場合、不適切な記載、添付資料で記載内容が確認できない場合は0点とする。

ウ 企業の過去5年間の同一工種の工事成績評定3件の平均点【自己採点】

- ・様式第3号の工事成績評定点、添付資料により評価する。
- ・様式第3号が未提出であった場合は、入札を無効とする。
- ・様式第3号において、必要な記載が無い場合、不適切な記載、添付資料で記載内容が確認できない場合は0点とする。
- ・それぞれの実績工事について、工事成績評定通知書の写しがないもの（府中市発注工事を除く。）、実績工事に該当しないもの（添付資料により内容が確認できないものを含む。）、または実績工事が「該当なし」のものについては、65点とする。（3件に満たない場合、3件に満たない分の件数を1件65点とする。）
- ・工事成績の得点については、工事3件の平均点を少数第1位止め（第2位を四捨五入）で算出した後に、評価項目の得点を算出する。

エ 企業の過去2年間の広島県又は国土交通省中国地方整備局発注工事の当該業種における優良建設業者の表彰【自己採点】

- ・様式第2号の優良建設工事の表彰、添付資料（広島県発注工事の場合は優良建設工事等被表彰者一覧）により判断する。
- ・様式第2号が未提出であった場合は、入札を無効とする。
- ・様式第2号において、必要な記載が無い場合、不適切な記載の場合は0点とする。

※ 配置技術者を特定できず候補者を複数記載した場合、審査については、「Ⅱ配置予定技術者の能力」（(1)～(6)）の評価の合計が最も低い者で評価する。

オ 配置予定技術者の過去5年間の同一工種の工事成績評定3件の平均点【自己採点】

- ・様式第5号の工事成績評定点、添付資料により評価する。
- ・様式第5号が未提出であった場合は、入札を無効とする。
- ・様式第5号において、必要な記載が無い場合、不適切な記載、添付資料で記載内容が確認できない場合は0点とする。
- ・それぞれの実績工事について、工事成績評定通知書の写しがないもの（府中市発注工事を除く。）、実績工事に該当しないもの（添付資料により内容が確認できないものを含む。）、または実績工事が「該当なし」のものについては、65点とする。（3件に満たない場合、3件に満たない分の件数を1件65点とする。）
- ・工事成績の得点については、工事3件の平均点を少数第1位止め（第2位を四捨五入）で算出した後に、評価項目の得点を算出する。

カ 配置予定技術者の過去15年間の同種・同規模工事の施工経験【自己採点】

- ・様式第4号の施工経験、添付資料により評価する。
- ・様式第4号が未提出であった場合は、入札を無効とする。
- ・様式第4号において、必要な記載が無い場合、不適切な記載、添付資料で記載内容が確認できない場合は0点とする。
- ・工期の全期間において従事していなければ評価しない。
- ・施工経験工事での従事役職が、監理技術者、主任技術者、現場代理人である場合に実績として評価する。

- ・技術者が転職している場合などは、前会社での経験が添付資料で確認できれば認めるものとする。
- キ 配置予定技術者の過去15年間の同種・同規模工事の施工経験工事の従事役職【自己採点】
 - ・様式第4号の施工経験、添付資料により評価する。
 - ・様式第4号が未提出であった場合は、入札を無効とする。
 - ・様式第4号において、必要な記載が無い場合、不適切な記載、添付資料で記載内容が確認できない場合は0点とする。
 - ・工期の全期間において従事していなければ評価しない。
 - ・施工経験工事での従事役職が、監理技術者、主任技術者、現場代理人である場合に実績として評価する。
 - ・技術者が転職している場合などは、前会社での経験が添付資料で確認できれば認めるものとする。
- ク 継続教育（CPD）の取組状況【自己採点】
 - ・様式第4号の取得単位数、添付資料により評価する。
 - ・様式第4号が未提出であった場合は、入札を無効とする。
 - ・様式第4号において、必要な記載が無い場合、不適切な記載、添付資料で記載内容が確認できない場合は0点とする。
- ケ 技術者の過去2年間の広島県及び国土交通省中国地方整備局発注工事の当該業種における優良技術者の表彰【自己採点】
 - ・様式第4号の優良建設工事の表彰、添付資料（広島県発注工事の場合は優良建設工事等被表彰者一覧）により判断する。
 - ・様式第4号が未提出であった場合は、入札を無効とする。
 - ・様式第4号において、必要な記載が無い場合、不適切な記載、添付資料で記載内容が確認できない場合は0点とする。
- コ 営業所の所在地【自己採点】
 - ・府中市と契約権限を有する営業所の所在地により評価する。
 - ・広島県東部建設事務所管内には、三原支所を含めるものとする。
- サ 地域内における過去5年間の同種工事の施工実績【自己採点】
 - ・様式第7号の地域内での施工実績、添付資料により評価する。
 - ・様式第7号が未提出であった場合は、入札を無効とする。
 - ・様式第7号において、必要な記載が無い場合、不適切な記載、添付資料で記載内容が確認できない場合は0点とする。
 - ・広島県東部建設事務所管内には、三原支所を含めるものとする。
- シ 市内業者の活用割合【自己採点】
 - ・様式第7号の市内業者の活用計画により評価する。
 - ・様式第7号が未提出であった場合は、入札を無効とする。
 - ・様式第7号において、必要な記載が無い場合、不適切な記載、添付資料で記載内容が確認できない場合は0点とする。
 - ・府中市内の営業所に建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者を置いていることが確認できない業者については、市内下請業者として評価しない。
 - ・市内下請総額とは、市内下請業者が自ら施工した部分の総額とする。
 - ・当該入札参加者が市内業者の場合には、参加者自らが施工した部分も含めるものとする。
 - ・建設業法の規定による建設工事以外の下請契約は対象外とする。（対象外の例：資材の売買契約、警備の請負契約、運搬の請負契約、機器のリース契約等）
 - ・請負契約後は、随時確認を行い完成検査後に最終確認を行う。
- ス 簡易な施工計画
 - ・様式第8号の簡易な施工計画により評価する。
 - ・様式第8号が未提出であった場合は、入札を無効とする。
 - ・様式第8号において、不適切な記載、安全性に問題がある等、明らかに不適切（不可能）と考えられる場合は、欠格とする。

(2) 総合評価の方法

- ア 価格以外のその他の要素に係る評価項目ごとの技術資料等の内容に応じ、加算点を与える。
- イ 標準点（基礎点）は100点とし、加算点の最高点数は落札候補者決定基準によるものとする。
- ウ 総合評価は、標準点（基礎点）と加算点を合計した点数（以下「技術評価点」という。）をもって行う。
なお、評価値は小数点以下第4位までを表示する。ただし、入札者の評価値が同じ数値である場合は、少数点以下第5位以降も表示する。

技術評価点＝標準点＋加算点

評価値＝技術評価点／入札価格×1,000,000

(3) 落札者の決定方法

- ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。
- イ 評価値が最も高い者が2者以上ある場合には、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。
- ウ 落札候補者となった者について資格要件の確認を行い、落札者の決定を行う。

(4) 評価内容の担保

受注者は、発注者からの指示がない限り、技術資料の記載内容について原則として全て履行しなければならない。

受注者の責により、契約時における価格以外のその他の条件に係る評価の内容が満足できなかった場合、工事成績評定点の減点、違約金の徴収又は損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

4 自己採点方式

自己採点方式とは、発注者が定める評価項目について入札者が自己採点し、その得点とその他評価項目の得点を合わせた技術評価点及び入札価格をもとに算出した評価値が最も高い者について、技術資料を審査する方式である。

(1) 概要

- ア 提出された「自己採点表」と「入札価格」をもとに評価値を算出する。
※簡易型及び標準型は、技術提案の府中市採点分も含んで算出する。
- イ 最も高い評価の者の技術資料を審査する。
- ウ 自己採点表の得点に誤りがあった場合、以下の基準に応じて各項目の評価値を決定する。
 - ・過大評価（技術資料審査の結果、得点が下がる場合）・・・審査後の得点とする。
 - ・過小評価（技術資料審査の結果、得点が上がる場合）・・・修正しない（「自己採点表」の得点そのまま）。
- エ 審査の結果、最も高い者が変動する場合、再度最も高い評価の者の審査を行い、以降決定するまで繰り返す。

(2) 発注者の審査及び落札者の決定

- ア 入札者から提出された「自己採点表」の得点などと「入札価格」をもとに入札者全員の評価値を算出し、最も高い評価値の者についてのみ技術資料を審査する。
- イ 審査の結果、自己採点表に誤りがあった場合でも、最高評価値の入札者の変更がない場合は、当該入札者を落札候補者として決定する。（合わせて資格要件の確認を行う）

(3) その他留意事項

- ア 自己採点方式では、原則として提出された「自己採点表」等をもとに最高評価値の入札者が提出した技術資料のみを審査し、評価値が2位以下の者については審査を行わないため、公表する技術評価点及び評価値は正しいものとは限らない。
- イ 「自己採点表」の（商号又は名称）又は（業務名）について、未記入の場合や誤りがある場合は、自己採点に関する部分を0点とする。自己採点の結果が未記入（内容が確認できない場合を含む）の項目については、その項目の得点を0点とする。
- ウ 「自己採点表」が未提出の場合は入札を無効とする。
- エ この「自己採点表」の未提出あるいは記載内容によって、以降の入札等について不利益な取り扱いを行わない。

(4) 様式

ア 技術資料及び「自己採点表」の様式については、府中市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.fuchu.hiroshima.jp>

5 苦情申立等

入札者で落札者とならなかった者は、その通知日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く。）に苦情申立書によりその理由について説明を求めることができる。

提出先： 府中市建設部監理課建設総務係

〒726-8601 広島県府中市府川町315番地

6 評価に関する基準評価

各評価項目について、次の評価基準に基づき加点する。

添付の自己採点表による。

総合評価落札方式（簡易型）落札候補者決定基準

商号又は名称：

工事名	府中市立総合体育館空調設備改修工事				
工事場所	府中市土生町				
区分	評価内容	評価基準	配点	自己採点 (入札者)	評価結果 (府中市)
Ⅰ 企業 の 施 工 能 力	(1) 過去 1 5 年間の同種・同規模工事 (※ 1) の施工実績	府中市内での実績あり	2		
		上記以外での実績あり	1		
		実績なし	0		
	(2) 過去 5 年間の同一工種の工事成績評定 3 件の平均点 (対象工事は、府中市、広島県及び中国地方整備局発注工事に 限る) ※ 3 件に満たない場合は、残りの件数すべてを 65 点とする。	85 点以上	4	各工事成績点	
		65 点以上 85 点未満 (4.0 × (平均点 - 65) / 20)	4.0 ~ 0.0		
		65 点未満	0		
	(3) 過去 2 年間の同一工種において、優良建設業者の表彰に該当 (対象工事は、広島県及び中国地方整備局発注工事とする。)	該当あり	1		
		該当なし	0		
	(4) 品質マネジメントシステム (ISO9001 取得)、又は環境マネ ジメントシステム (ISO14001 又は ISO14005 取得) の取組状況	いずれかの認証取得あり	1		
		認証取得なし	0		
小計			8		
Ⅱ 配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	(1) 過去 5 年間の同一工種の工事成績評定 3 件の平均点 (対象工事は、府中市、広島県及び中国地方整備局発注工事に 限る) ※ 3 件に満たない場合は、残りの件数すべてを 65 点とする。	85 点以上	2	各工事成績点	
		65 点以上 85 点未満 (2.0 × (平均点 - 65) / 20)	2.0 ~ 0.0		
		65 点未満	0		
	(2) 過去 1 5 年間の同種・同規模工事 (※ 1) の施工経験	府中市内での実績あり	2		
		上記以外での実績あり	1		
		実績なし	0		
	(3) 過去 1 5 年間の同種・同規模工事 (※ 1) の施工経験工事の 従事役職	監理技術者又は主任技術者	1		
		現場代理人	0.5		
		実績なし	0		
	(4) 継続教育 (CPD) の取組状況 (建設系 CPD 協議会加盟団体が運営する制度における前年度 1 年間 (4/1 ~ 3/31) の学習実績)	推奨単位以上	2		
		推奨単位の 1 / 2 以上	1		
		推奨単位の 1 / 2 未満	0		
	(5) 過去 2 年間の同一工種において、主任 (監理) 技術者が優秀 な技術者の表彰に該当 (対象工事は、広島県及び中国地方整 備局発注工事とする。)	該当あり	1		
該当なし		0			
小計			8		
Ⅲ 地 域 の 精 通 性 、 貢 献 度	(1) 本社の所在地	府中市内	1		
		上記以外	0		
	(2) 府中市と契約権限を有する営業所の所在地	府中市内	1		
		上記以外	0		
	(3) 地域内における過去 5 年間の同一工種の工事施工実績	府中市内	2		
		広島県東部建設事務所管内	1		
		上記以外での実績あり	0		
	(4) 市内業者の活用割合 (市内業者施工率)	2 0 % 以上	5		
		1 5 % 以上 2 0 % 未満	4		
		1 0 % 以上 1 5 % 未満	3		
		5 % 以上 1 0 % 未満	2		
		5 % 未満	1		
該当なし		0			
小計			9		
自己採点合計 (Ⅰ ~ Ⅲ)			25		
Ⅳ	(1) 簡易な施工計画	施工計画が適切である	可		
		施工計画が不適切である	欠格		
加算点	(価格以外の評価点の合計)				100
標準点	(100)				
技術評価点	(加算点 + 標準点)				
評 価 値	(技術評価点 / 入札価格) × 1,000,000				

※ 1 : 国又は地方公共団体が発注した公共施設の空調設備設置又は改修工事 (空調冷房能力合計 400Kw 以上のもの。)

※ 2 : 中国地方整備局発注の暖冷房衛生設備工事、広島県発注の管工事、府中市発注の管工事及び電気工事

注 : 特定 JV に係る入札の場合、評価区分 (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅳ) については代表者を、(Ⅲ) - (1) (2) についてはいずれかの構成員を、(Ⅲ) - (3) についてはすべての構成員を評価する